

検査申請書に添付する図書の運用について

「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）」が平成19年6月20日に施行され、確認申請の手續等の運用が厳格化されたところであるが、このことに関して下記の事項について香川県の運用を定めたので、当面の運用に遺憾のないよう措置されたい。

なお、この運用は本日より施行する。

記

【完了検査及び中間検査申請書の添付図書について】

建築基準法（以下「法」という。）第7条第1項（法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による完了検査の申請書又は法第18条第14項の規定による通知を行う場合の添付図書の規定は建築基準法施行規則（以下「施行規則」という。）第4条第1項に、法第7条の3第1項の規定による中間検査の申請書又は法第18条第17項の規定による通知を行う場合の添付図書の規定は施行規則第4条の8第1項においてそれぞれ規定されている。

このうち、施行規則第4条第1項第2号及び第3号並びに第4条の8第1項第2号及び第3号に掲げる写真の添付について、以下のとおり運用を定める。

- 1) 添付する写真は、下記の事項に留意し、最低限の枚数でよい。
- 2) 施行規則第4条第1項第2号及び第4条の8第1項第2号に掲げる写真については、主要室等（主要な居室、室及び通路等の共用部分）における内装仕上げの完了状況が判る程度の写真を、各室等の規模に応じた枚数分添付するものとする。
※各室の規模に応じた枚数とは、当該室等の主要な壁・天井部分の全体が、写真によりおおよそ確認できる枚数とする。
- 3) 施行規則第4条第1項第3号及び第4条の8第1項第3号に掲げる写真については、小屋組工事、構造耐力上主要部の軸組若しくは耐力壁の工事、基礎配筋工事等の各工程終了段階において、当該工程の完了状況及び法第7条の5の規定により建築士である工事監理者により当該工程段階で実施されている工事監理の状況が判る程度の写真を添付するものとする。
※当該工程の完了状況については、詳細部分を添付する必要はなく、当該部分の全体を写した写真でよい。また、工事監理の内容の詳細は、申請書第4面により確認できればよく、写真については申請書に記載の工事監理者による工事監理の実施状況が確認できればよい。

以上

(参考)

(建築基準法施行規則 抜粋)

○第4条 完了検査申請書

第1項 完了検査申請書の様式(第19号様式)

添付図書

第1号 当該建築物の確認に要した図書

**第2号 内装仕上げに用いる建築材料の取り付け等の工事終了時における内装仕上げの部分を写した写真
(中間検査で添付したものを除く)**

**第3号 法第7条の5の適用を受ける場合 小屋組工事、構造耐力上主要部の軸組若しくは耐力壁の工事、
基礎配筋工事等終了時における当該部分を写した写真(中間検査で添付したものを除く)**

第4号 都市緑地法第43条第1項の認定書の写し(該当のみ)

第5号 軽微な変更の内容を記載した書類

第6号 特定行政庁が規則で定める書類

第7号 代理人による検査申請の場合、委任状

第8号 設計者又は工事監理者が建築士である場合で直前の確認申請又は中間検査申請以降に変更があつた場合 建築士免許証の写し

○第4条の8 中間検査申請書

第1項 中間検査申請書の様式(第26号様式)

添付図書

第1号 当該建築物の確認に要した図書

第2号 内装仕上げに用いる建築材料の取り付け等の工事終了時における内装仕上げの部分を写した写真

**第3号 法第7条の5の適用を受ける場合 小屋組工事、構造耐力上主要部の軸組若しくは耐力壁の工事、
基礎配筋工事等終了時等における当該部分を写した写真**

第4号 軽微な変更の内容を記載した書類

第5号 特定行政庁が規則で定める書類

第6号 代理人による検査申請の場合、委任状

第7号 設計者又は工事監理者が建築士である場合で直前の確認申請又は中間検査申請以降に変更があつた場合 建築士免許証の写し